

生後6カ月～4歳児の新型コロナウイルスワクチン接種について

▶問合せ 播磨町ワクチンダイヤル ☎0120-748-567 (平日 9:00～17:00)
播磨町福祉保険部健康福祉課健康係 ☎079-435-2611

▶対象 接種日において播磨町に住所を有する、生後6カ月～4歳以下の人で、接種を希望する人
※新型コロナワクチンの接種は努力義務であり、強制ではありません。ワクチンの副反応やリスクについて、かかりつけ医などにご相談のうえ、接種をご検討ください。


▶接種券の発行 申請により発行します。健康福祉課の窓口または、電子申請にて申請してください。

▶使用するワクチンと接種回数・間隔 乳幼児（生後6カ月～4歳）用のファイザー社製ワクチンを使用します。3回接種します。（合計3回接種して完了となります）1回目接種後、通常3週間あけて2回目を受け、2回目接種後、8週間あけて3回目を受けます。
※1回目接種後に5歳の誕生日を迎えた場合、1回目と同じ乳幼児用ワクチンを接種します。

▶接種時期・場所

1回目	2回目	3回目	場所
11月15日（火）	12月6日（火）	1月31日（火）	ウェルネージかこがわ （12月17日と2月11日のみ 加古川市役所新館10階）
11月18日（金）	12月9日（金）	2月3日（金）	
11月26日（土）	12月17日（土）	2月11日（土）	

▶予約方法 接種券の申請後に下記の方法で予約してください。

加古川市インターネット	加古川市コールセンター
 https://vaccines.sciseed.jp/kakogawa-city/login	0570-022-160 （9時～18時 土・日曜日、祝日を含む）

※加古川市・稲美町と合同で接種を実施します。

▶注意事項 新型コロナワクチンは、インフルエンザ以外のワクチンと同時に接種できず、前後2週間の間隔が必要になります。接種に関する最新の情報はホームページでご確認ください。



接種券発行
申請システム

骨髄等移植ドナー支援事業

事前の申し込みが必要です。

☎健康福祉課健康係 ☎079-435-2611

骨髄などを移植するドナーの精神的・経済的負担を軽減するために、助成金を支給します。

▶対象 次の①～④に全て該当する人

①日本骨髄バンクが実施する骨髄・末梢血幹細胞提供あつせん事業で骨髄などの提供を完了した人

②骨髄などの提供を行った日が令和4年4月1日以降であり、かつ、骨髄などの提供を行った日及び助成申請日において、播磨町に住居がある人

③町その他の地方公共団体などから同種の助成金などの交付を受けていない人

④町税などを滞納していない人

▶助成額 骨髄など提供に要した通院、入院または面談の日数に2万円を乗じた額。ただし、1回の骨髄などの提供につき10日を上限とします。

▶助成対象となる通院・入院内容
① 確認検査、最終同意及び健康診断のための通院など
② 自己血貯血のための通院など
③ 骨髄などの採取のための入院

④その他骨髄などの提供に関し、骨髄バンク・医療機関が必要と認める通院など（健康被害救済に関する内容は除く）
※右記内容について、骨髄バンクの証明が必要です。

▶申請・必要書類 骨髄などの提供を完了した日から起算して1年以内に次の書類を揃えて提出

○播磨町骨髄等移植ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）

○骨髄バンクが発行した骨髄等の提供を行ったことを証する書類の写し

○骨髄などの提供に係る通院、入院又は面談をした日を証する書類の写し

○助成金の振込を希望する金融機関の通帳など力ナ名義及び口座番号が確認できるものの写し
○その他町長が必要と認める書類



住民税非課税世帯などに電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を給付します

電力・ガス・食料品等価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい

住民税非課税世帯などに対して、1世帯当たり5万円の現金を給付します。

▶給付手続きの問合せ（平日 午前8時30分～午後5時15分）

播磨町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金専用ダイヤル
☎079-441-0022

▶対象となる世帯

①基準日（令和4年9月30日）において世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯

②①のほか、予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

なお、①、②いずれも、住民税均等割が課税されている者の扶養親族などのみからなる世帯を除きます。

▶給付金額 対象世帯に対し、1世帯当たり5万円

▶申請方法 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則申請書類などの提出は郵送でお願いします

（1）住民税非課税世帯
11月下旬～、対象世帯へ案内を送付

します。同封している確認書などに必要事項を記入のうえ、返送してください。

※令和4年1月2日以降に播磨町に転入した世帯には、順次確認書を送付します。

（2）家計急変世帯

申請が必要です。ホームページや窓口にて申請書などを取得し、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金担当まで郵送で申請してください。必要書類など詳細についてはホームページもしくは専用ダイヤルでご確認ください。

▶申請期限
令和5年1月31日（火）

▶振込時期 郵送受付後、申込内容を審査し、不備のない世帯から順次給付金を支給します。家計急変世帯については、書類審査が複雑であり、

住民税非課税世帯と比べ、振込みまでに時間がかかります。また、申請書などの不備があれば振込みが遅れる原因となりますので、不備がないように記入してください。

▶問合せ
○制度についての問合せ
内閣府専用のコールセンター
☎0120-526-145
午前9時～午後8時（土曜日・日曜日、祝日を除く）

○給付手続きなどについての問合せ
播磨町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金専用ダイヤル
☎079-441-0022
平日午前8時30分～午後5時15分

給付金を装った詐欺にご注意ください

給付金や新型コロナウイルスに関する不審な電話やメールなどが報告されています。「役場への申請手続きを代行する」「給付金があるので個人情報を教えてほしい」など、不審な電話やメールなどがあった場合は、警察や公的機関に相談するなどして、被害にあわないように注意してください。また、播磨町からATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めるとは絶対にありません。